

一関市監査委員告示第 005 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年 5 月 23 日

一関市監査委員 小 川 四 郎
一関市監査委員 佐 藤 重
一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

- 1 定期監査の結果の報告 平成 31 年 3 月 1 日付け監第 12003 号
- 2 対象部署及び事項 商工労働部 工業課に係る【指摘事項】
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり

工業第 01013 号
平成 31 年 4 月 15 日

一関市監査委員 小川 四郎 様
一関市監査委員 佐藤 重 様
一関市監査委員 小山 雄幸 様

一関市長 勝 部 修

定期監査の結果に基づく措置について（報告）
平成 31 年 3 月 1 日付け監第 12003 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

（平成 30 年 12 月 27 日実施）

事 項	確認の状況 (内容を具体的に記載のこと)
<p>【指摘事項】 業務委託契約等の締結に当たり、双方代理行為となっているものが見られた。 適正な事務の執行を求める。</p>	<p>①事の原因 市が業務委託契約等を締結した法人の代表者を市長が務めていたが、民法 108 条の双方代理を禁止する規定に関する法令について職員の理解不足によるものが原因であった。</p> <p>②処理結果 業務委託契約等の締結に当たり、受託側である法人の代表者を変更することは難しいことから、市側が地方自治法第 153 条第 1 項の規定により、副市長にその権限を委任し双方代理の抵触を回避することで業務委託契約等を進めている。</p> <p>③今後の対応 今後は、法令遵守の徹底と課内でのチェック体制を強化し再発防止に努める。</p>